

答申第 657 号

平成 29 年 10 月 16 日
(更正) 平成 29 年 11 月 7 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について (答申)

平成 29 年 5 月 17 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 8) (諮問第 734 号) について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年8月1日付けメール、同月25日付けメール、特定団体との話合いに係る出席者名簿、特定要求書、特定教育委員会協議会資料、同年7月27日付け起案文書、同年8月8日付け起案文書、同月12日付け報告文書及び同月1日から同年9月20日までの間の記者発表資料等全33日分を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月18日付けで、同年8月1日付けメール（以下「甲文書」という。）、同月25日付けメール（以下「乙文書」という。）、特定団体との話合いに係る出席者名簿（以下「丙文書」という。）、特定要求書（以下「丁文書」という。）、特定教育委員会協議会資料（以下「戊文書」という。）、同年7月27日付け起案文書（以下「己文書」という。）、同年8月8日付け起案文書（以下「庚文書」という。）、同月12日付け報告文書（以下「辛文書」という。）及び同月1日から同年9月20日までの間の記者発表資料等全33日分（以下「壬文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、己文書及び庚文書についてはその全てを公開し、甲文書、乙文書、辛文書及び壬文書に記載された庁内メールURL並びに乙文書及び丙文書に記載された特定団体名については、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に、丁文書に記載された丁文書を提出した団体の長の氏名並びに戊文書に含まれる特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名については、個人に関する情報であり、

特定の個人が識別できる情報であるとして同条第1号を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 審査請求人は、平成29年2月20日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 丁文書を提出した団体の長の氏名

(ア) 丁文書に記載された特定要求書を提出した団体の長の氏名は、一般に公表慣行があり、当該団体の印影とともに、その責任者として対外的にその氏名を公にすることをもって、特定要求書が同団体の真正の要求書である趣旨を担保しているものであるため、かかる情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(イ) 一般に、当該団体の問合せ先に電話等で確認すれば、当該団体の長の氏名は伝達されるものであるから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(ウ) 当該団体の法人登記がないことをもって、これらの情報が条例第5条第1号ただし書イに該当しない根拠とはならない。

イ 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

(ア) 申入団体の一部の代表者名

申入団体の一部の代表者名は、前記ア(ア)から(ウ)までと同様の理由により公開すべきである。

(イ) 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名は、個人の住所や連絡先ではない。仮に、個人の住所や連絡先であっても、一般に公表慣行があり、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

また、当該団体の問合せ先にメールや手紙等で確認すれば、当該団体の所在地、電話番号及びファクシミリ番号は伝達されるものであるから、同号ただし書イに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 庁内メールURL

(ア) 実施機関が説明する、外部から行政情報ネットワークのセキュリティ対策が突破されることは通常考えられず、万が一、そのような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである。

(イ) 高度情報化社会において、行政がいかなるサーバを利用しているか等は市民の関心事であり、庁内メールURLを公開することで、民間も行政の良さを確認して同様の社内・団体内のメール環境を有することに資することは、条例第1条に適合する。

イ 特定団体名

(ア) 実施機関と特定団体との話し合いは、予め選ばれた特定団体の意見を県政に反映して主権者に開かれた県政を実現するために開催されたものである。パブリックコメントとは異なり、誰でも参加して意見を表明できる性質のものではなく、参加団体の意見が県政に反映される以上、当該団体の名称程度は、行政の説明責任の観点から公表慣行がある。

(イ) 特定団体名を公開したとしても、意見・要望等の聴取が困難になるおそれはなく、公表慣行がある情報を公開しても、県の適正な事務事業の遂行に支障を生ずるおそれはない。

(ウ) 特定団体との話し合いは、開催場所が、神奈川県の出資団体が管理する施設であるため、条例第26条の規定により、当該出資団体が定める情報公開規程に基づいて公開申出すれば公になる情報である。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

ウ 特定団体との話合い資料も特定すべきである。

(4) 理由付記の不備について

本件処分の際に摘示された非公開理由は不十分である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 郵送により行政文書の写し等の交付を行う場合には、定形外郵便より安価なレターパック等によるべきである。

エ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（教育局総務室）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 丁文書を提出した団体の長の氏名

丁文書を提出した団体の長の氏名は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、当該団体は法人格がなく、当該団体のホームページ等において、その長の氏名を公表していることもないため、かかる情報は同号ただし書ア及びイに該当することはなく、その内容にかんがみて、同号ただし書ウ及びエに該当しないことも明らかである。

イ 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

(ア) 申入団体の一部の代表者名

申入団体代表者名のうち、非公開としたものは、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、非公開とした代表者名が代表を務める団体は、法人格のある団体ではなく、そのホームページ等において代表者名を明らかにしているものでもないため、かかる情報は、同号ただし書ア及びイには該当せず、その内容にかんがみれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

(イ) 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

連絡先担当者の住所は、当該連絡先担当者の氏名とともに記載されているため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。もっとも、当該担当者は、前記申入れを行った団体の代表者であって、当該団体のホームページにおいて、その氏名が公開されていることから、同号ただし書イに該当するため、その氏名を公開したものの、その住所については、ホームページ等において公表されていないため、同号ただし書イに該当することはなく、その内容にかんがみて、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

他方、連絡先担当者の電話番号及びファクシミリ番号は、連絡先となっている団体の一構成員の氏名とともに記載されたものであるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当し、その内容にかんがみて、同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 庁内メールURL

庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であるところ、行政情報ネットワークについては、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施しているものの、グループウェアシステムのような個々の庁内システムに

については、庁内からの利用に限定されることが前提であり、外部からの直接の攻撃を想定した対策まで実施しているわけではなく、行政情報ネットワークで行っている対策の傘下にある状態である。

このため、仮に、外部から通常の手段を超える方法でアクセスされ、行政情報ネットワークのセキュリティ対策を突破された場合には、個々の庁内システムに比較的容易に侵入されるおそれがあり、庁内メールURLは、そのおそれを助長するものである。

そして、グループウェアシステムの主要機能の一つである庁内メールにセキュリティ上の問題が生じた場合には、条例上の非公開情報を含む各種情報の漏洩はもちろん、庁内の主要通信手段の一つである庁内メール機能そのものが使えなくなることによる、県の事務事業全般への支障が生じることは明白である。

よって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 特定団体名

団体と県との話し合いは、県の施策に関する意見、要望などを広域性のある団体から幅広く聴取し、県の施策に反映させるものであり、特定団体名は、こうした話し合いを行った特定団体の名称である。かかる話し合いは、公開を前提に行われていないため、話し合いを行った団体の名称を公開することとした場合、公開を前提として話し合いが行われ、団体からの率直な意見、要望等の聴取が困難になり、適正な事務事業の遂行に支障が生ずるおそれがある。

また、複数ある団体の中で、特定の団体からのみ意見聴取をしていることが明らかになれば、当該特定の団体に圧力がかかるといった事態等も否定できない。

よって、特定団体名は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

本件処分において非公開とした情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

イ 実施機関は、所掌事務として、教育委員会の開催、教育行政の総合的企画調整、人事、教育行政に関する広報・広聴、情報公開、防災、情報化推進及び県立高校の再編整備を所管している。

ウ 実施機関が、甲文書及び壬文書を管理していたのは総合的企画調整部門として情報共有を受けていたためであり、乙文書及び丙文書を管理していたのは人事上の要望等を聴取するために人事担当者が団体との打ち合わせに出席した際に収受したためであり、戊文書を管理していたのは教育委員会に報告を行ったためである。

エ 実施機関の所掌事務は前記イのとおりであり、他に特定事件に直接的に関係する業務は何ら所掌していないことから、本件行政文書以外に本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、本件事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上、行政文書に該当しないと判断した文書も存在しない。

オ なお、特定団体との話し合い資料には、特定事件に関する記載は何もないため、本件請求の対象となる文書として特定しなかったものである。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、郵送により交付を行う場合には定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項の規定に基づき実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、甲文書及び壬文書は実施機関が教育局の総合的企画調整部門として情報共有の観点から取得した特定事件に関する記者発表資料等であり、乙文書及び丙文書は実施機関が出席した特定団体との話合いに係る出欠に関する文書及び出席者名簿であり、丁文書は特定事件に関し教育局として要求を受けた文書であり、戊文書は教育委員会に対し特定事件の報告を行った文書であり、己文書及び庚文書は特定事項に関する依頼を教育局内に周知するために作成された文書であり、辛文書は教育局の所管に属する団体が特定事件に関する声明を公表することを知事等に報告するために作成された文書であることが認められる。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

そこで、丁文書を提出した団体の長の氏名並びに特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名の同号本文該当性について、以下、検討する。

(7) 丁文書を提出した団体の長の氏名

当審査会が確認したところ、丁文書を提出した団体の長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

a 申入団体の一部の代表者名

当審査会が確認したところ、申入団体代表者名のうち、本件処分において非公開とされたものは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

当審査会が確認したところ、連絡先担当者の住所は、連絡先となっている団体の代表者名とともに記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、連絡先担当者の電話番号、ファクシミリ番号及び住所は、前記申入れを行った団体の一構成員のものであると認められるが、同様の理由により、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報（同号ただし書ア）」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る

情報（同号ただし書ウ）」、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報（同号ただし書エ）」に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、前記アにおいて同号本文に該当するとした情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 丁文書を提出した団体の長の氏名

当審査会が確認したところ、丁文書を提出した団体は法人格を有しておらず、登記情報等から丁文書を提出した団体の長の氏名を了知しえないことから、これらの情報は条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

また、当該団体のホームページ等においてその長の氏名を公表しているといった事実も認められず、かかる情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めるに足る事情は認められないことから、かかる情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

さらに、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報は同号ただし書ウ及びエにも該当しないと判断する。

(イ) 特定申入書に係る申入団体の一部の代表者名並びに連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

a 申入団体の一部の代表者名

当審査会が確認したところ、申入団体代表者名のうち、本件処分において非公開とされたものが代表を務める団体は法人格を有しておらず、登記情報等からその代表者名を了知しえないことから、これらの情報は条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

また、当該団体のホームページ等において代表者名を公表しているといった事実も認められず、これらの情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、これらの情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

また、これらの者は公務員ではないことから、同号ただし書ウに該当することはなく、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書エにも該当しないと判断する。

b 連絡先担当者の住所、電話番号、ファクシミリ番号及び氏名

当審査会が確認したところ、連絡先担当者の住所は、前記申入れを行った団体の代表者個人の住所であって、当該団体は法人格を有しておらず、登記情報等から了知しえないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

また、当該団体のホームページ等において当該代表者個人の住所が公表されているといった事実も認められず、かかる情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であると認めるに足る事情は認められないことから、かかる情報は、同号ただし書イにも該当しないと判断する。

また、当該代表者は公務員ではないことから、同号ただし書ウに該当することはなく、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書エにも該当しないと判断する。

さらに、連絡先担当者の電話番号、ファクシミリ番号及び氏名は、前記ア(イ)b後段のとおり、前記申入れを行った団体の一構成員のものであることにかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非

公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、庁内メールURL及び特定団体名の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 庁内メールURL

当審査会が確認したところ、庁内メールは、行政情報ネットワーク下にある庁内システムの一つであるグループウェアシステムの一機能であり、行政情報ネットワークは、外部からの侵入防止、情報流出等出口対策を実施し、グループウェアシステムを含めた個々の庁内システムを保護していることが認められる。そして、行政情報ネットワークによる外部からの侵入防止対策等が突破された場合、庁内メールURLが明らかとなっていると、グループウェアシステムへの侵入がより容易になることが認められるため、この点において、県のネットワークセキュリティに係る事務又は事業の適正な遂行に支障を生ぜしめると評価することができる。

したがって、庁内メールURLは、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、行政情報ネットワークセキュリティを突破しうるような者がいれば、庁内メールURLの公開・非公開にかかわらず、セキュリティ対策を突破できるはずである旨等主張するが、前記のとおり、行政情報ネットワークの侵入防止対策等が突破された場合におけるグループウェアシステムへの侵入の容易化という点において、同号柱書にいう支障を認めることができ、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。

イ 特定団体名

当審査会が確認したところ、団体と県との話合いは、複数ある団体の中でも、広域性のある団体等、特定の団体に限って行われていることが認められる。こうした状況にあって県と話合いの場を持った団体の名称を公開すると、同団体に対し、県と話合いの場を持たなかった団体等から圧力がかかる等により、団体から率直な意見、要望を聴取することが

困難になるおそれがあると認められる。

よって、県と話合いの場を持った団体の名称である特定団体名については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は説明責任の観点から公表慣行がある旨主張するが、かかる主張を基礎付ける事実は確認できず、その余の主張についても前記判断を覆すに足るものはないため、採用することはできない。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、前記(3)及び(4)において条例第5条第1号又は第4号柱書に該当すると判断した情報は、その内容にかんがみて、これらを公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながることを認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施

機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

なお、審査請求人は、特定団体と県との話合い資料についても特定すべき旨主張するが、本件請求の内容に照らしても、当該資料に特定事件に関する記述がないため特定を行わなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(7) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、郵送により交付を行う場合にあっては定形外郵便より安価なレターパック等によるべきこと、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれ

る情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分の理由付記に不備がある旨主張しているところ、審査請求人が主張するとおり、本件処分における理由付記は、該当条項の引用に留まっているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、

具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 18 日	○ 諮問
7 月 18 日 (第 166 回部会)	○ 審議
8 月 24 日 (第 167 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 19 日 (第 168 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 29 年 10 月 16 日現在) (五十音順)